

3 訓練系・就労系サービス

(1) 自立訓練(機能訓練)

自立訓練(機能訓練)は、理学療法や作業療法などの身体的リハビリテーションや歩行訓練やコミュニケーション、家事等の訓練を実施するサービスです。

利用者としては、入所施設・病院を退所・退院して地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援を必要とする方や、特別支援学校を卒業した方で、地域生活を営む上で身体機能の維持・回復などの支援を必要とする方が対象となっています。

原則として、利用期間は1年6ヶ月です。移行先は、一般就労、就労移行支援事業、就労継続支援事業、地域活動支援センターが考えられます。

県関係機関ガイダンス⑤

栃木県立リハビリテーションセンター 障害者自立訓練センター（駒生園）

障害者自立訓練センターは、障害者総合支援法に基づく障害者（主に身体障害者（肢体不自由）や高次脳機能障害）の地域生活移行を目指した指定障害者支援施設です。入所または通所により、それぞれの方に合った訓練を行い、「生活能力」と「社会性」の向上を図り、地域生活移行や様々な形での社会参加を支援しています。対象は18歳以上の方です。

《サービス内容及び定員》

(1) 自立訓練及び施設入所について

障害者手帳を所持するか高次脳機能障害の診断を受けた方が対象。

施設利用期間は原則1年。

- 自立訓練（機能訓練）【20名】
- 自立訓練（生活訓練）【10名】
- 施設入所支援【20名】

※通所による自立訓練が困難な方が利用できます。

(2) 一時的な施設利用について

- 短期入所【4名】

※利用期間は1回7日以内

□栃木県立リハビリテーションセンター

障害者自立訓練センター

（所管：施設部自立支援課）



〒320-8503 宇都宮市駒生町 3337-1

TEL.028-623-6310 FAX.028-623-6325

(2) 自立訓練(生活訓練)

自立訓練(生活訓練)は、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援を行うとともに、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の機関との連絡調整等の支援を行うサービスです。

利用者としては、入所施設・病院を退所・退院して地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援を必要とする方や、継続した通院により症状が安定している方等で地域生活を営む上で生活能力の維持・向上などの支援を必要とする方が対象となっています。

原則として、利用期間は2年間です。移行先は一般就労、就労移行支援事業、就労継続支援事業、地域活動支援センターが考えられます。

(3)宿泊型自立訓練

宿泊型自立訓練は、居室その他の設備を利用し、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行うサービスです。

原則として、利用期間は2年間です。

(4)就労移行支援

就労移行支援は、事業所内や企業において作業や実習を実施し、適性に合った職場探しや就労後の職場安定のための支援を行うサービスです。

利用者としては、一般就労を希望し、一定期間にわたって知識・能力の向上や企業等とのマッチングを図ることにより企業等への雇用または在宅就労等の見込まれる方が対象となっています。

原則として、利用期間は2年間です。移行先は、一般就労、就労継続支援事業が考えられます。

(5)就労継続支援(A型)

就労継続支援(A型)は、事業所内において、基本的に雇用契約に基づいて就労機会を提供するとともに、一般就労に向けた支援を行うサービスです。

利用者としては、就労移行支援事業を利用したものの企業等の雇用に結びつかなかった方や、特別支援学校を卒業して就職活動を行ったものの企業等の雇用に結びつかなかった方、就労経験はあるが、現在のところ雇用関係の状態にない方が対象となっています。

利用期間の制限はありません。移行先は、一般就労が考えられます。

(6)就労継続支援(B型)

就労継続支援(B型)は、事業所内において、就労の機会や生産活動の機会を提供するとともに一般就労に向けた支援を行うサービスです。ただし利用者との雇用契約は締結されません。

利用者としては、就労移行支援事業を利用したものの、必要な体力や職業能力の不足などの理由で就労に結びつかなかった方や、以前は一般就労していたが、年齢や体力などの理由で離職した方、さらには施設を退所するが50歳に達しており就労が困難な方が対象となっています。

利用期間の制限はありません。移行先は一般就労、就労継続支援(A型)が考えられます。

(7)就労定着支援

就労定着支援は、障害者が一般就労した企業で継続して働くことができるよう、雇用に伴い生じる日常生活・社会生活上の問題について相談、助言等及び関係機関と連絡調整を行うサービスです。

利用者としては、就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した後、6ヶ月を経過した方が対象となっています。

利用期間は3年を上限とし、3年経過後は障害者就業・生活支援センター等の支援を受けることができます。